

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区計画の作成主体

高松市

2 構造改革特別区域の名称

おいでまい高松 I T 特区

3 構造改革特別区域の範囲

高松市の全域

4 構造改革特別区域の特性

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置する県庁所在地で、平成17年9月の塩江町、平成18年1月の香川町、国分寺町、香南町、庵治町および牟礼町の近隣6町との合併により、人口42万人余、東西23.6km、南北35.9km、面積375.09㎢となり、北は国立公園の瀬戸内海から南は讃岐山脈で徳島県に接し、面積で香川県の約2割、人口では約4割を占めている。

また、2次都市圏域内人口は63万人余、3次圏域内人口は84万人余と文字通り、香川県内随一の都市として、国の出先機関等32官署、大企業の支店等が所在し経済、行政等の中心となっている。

本市は、四国の行政・経済の中核都市として、さらに特別名勝栗林公園、那須与一の扇の的のエピソードでも有名な源平の古戦場・屋島など多くの観光資源や、延長2.7kmにもおよぶ日本一のアーケード街を有する商業観光都市でもあることから、ビジネス・観光・買物を目的に多数の人々が本市へ訪れている。このような側面を斟酌し、来訪者の利便性を高めるうえで、観光地、宿泊施設、商店街などの情報提供に寄与するため、高度な情報システムを導入し、魅力ある商店街づくりと瀬戸内海観光拠点都市の実現を図り、全国とを結ぶ情報拠点都市高松の実現を目指す「テレトピア高松構想推進事業」やハイビジョンの普及・啓発を図る「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進してきた。さらには、全国的な傾向として、本市においても I T 関連企業が増加してきており、四国経済産業局、県や関連企業の参加の下、 I C 技術を活用した I T インフラを最大限に活用し、地域に新しいビジネスモデルの構築を目的とする、「デジタルコミュニティ構想」も計画されており、高齢社会を迎えた現在、 I T の進展は、だれでも・どこでも・いつでも多様な情報サービスを受けられることから、地域をあげた情報化システムの構築に向けた取組みがスタートしつつある。

また、雇用機会の拡大に努めるため、本市では、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設が新增設された場

合には、投下固定資産額に応じた助成を行っており、関連する事業所も新增設されるなど、その成果が表れてきている。

また、IT関連職業の常用求人数は常用就職者数を大きく上回っており、このような状況から、IT人材育成講座を開設する教育機関を対象とする特例措置を設けることによって情報技術関連の人材を育成することは、本市の経済活性化に向け、非常に大きな役割を果たすものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在の産業構造は第三次産業にウエイトが高くなってきており、中でも特に、情報技術関連産業にシフトしてきている傾向が伺え、それに伴い、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報技術関連産業ばかりか、第三次産業や第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。

また、前項の特性でも述べたように、本市は、「テレポートピア高松構想推進事業」や「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進しており、加えて、産業の高度化と活性化、それに伴う雇用機会の拡大に努めるため、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設の誘致を推進するとともに、市内林町にある香川インテリジェントパークには「科学技術研究センター」、「新規産業創出支援センター」、「高温高圧流体技術研究所」、「香川産業頭脳化センター」や「香川大学工学部」等の公的拠点施設が整備され、その周辺の先端技術の研究開発を行う民間研究所などとの産学官の集積効果を最大限に活かし、新たな産業構造も形成されつつある。

本市には、技術・工学部系の人材教育・育成機関として、香川大学工学部、高松工業高等専門学校、高松工芸高等学校が、さらには、技術系の専門学校も設置されており、多数の卒業生を輩出しているが、IT関連職業の求人数は多く、量的にはいまだに不足している状況にある。

以上のような状況から、本市では、今回の特例措置を活用しプログラマーやシステムエンジニア技術者資格の「基本情報技術」の資格取得の特例措置を申請することにより、人材育成を積極的に行なうとともに、地域経済・技術の活性化を図るうえで大きな意義がある。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の構造改革特別区域の申請は、本市の地域産業の情報化・活性化を目標とし、そのためのリーダー的人材の育成を目指すものである。

(1) 人材の育成

今回申請の特例措置により、基本情報技術者試験の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、それに伴い合格者が増加することが見込まれる。

(2) 地域産業の活性化

基本情報技術者資格を取得した人材が地域に多数存在することにより、企業の希望する資格取得者の人材確保が容易になることから、地場企業の競争力の向上と、これらの企業の中から新たな情報通信技術を活用した事業の創造が想定される。

(3) 交流人口の増大と地域の活性化

構造改革特別区域の申請に伴い、特例措置の適用となった場合、本市内の講座を受講することから、市外・県外からも学生・社会人の流入が想定され、交流人口の増大と、地域産業のみならず地域全体の活性化にも繋がるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業の活性化

地場産業において、資格取得者が増加することにより、企業の情報活用能力が向上し、より効果的な経営や、新分野への進出など、地場産業の競争力の向上が見込まれる。

(2) 新たな関連企業の集積・誘致

地域において、地場産業の情報化が推進され、地域内の企業の競争力が向上した場合、その事業に関連した新たな人材の需要が生じたり、新規企業が創業される。また、市外・県外から関連企業が進出・誘致されることも想定されるなど、企業活動や立地環境の向上が期待できる。

(3) 雇用の拡大と新たな地域的有利性の派生

現在、産業活動において、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報関連産業ばかりか、第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。また、企業の求人においても情報通信技術関連資格が求められる場合が多く、これらの資格を取得することは、資質の向上と就職活動上有利な結果を生じることになる。

加えて、情報通信技術関連資格者を多数輩出することは、地域において新たな産業的な活性化を生じるばかりでなく、若い人材が集積することにより、産業のみならず文化的にも活性化が図られ、ひいては、本市が、産業の高度化・情報化、また、地域活性化の拠点へと波及する地域的有利性を生み出すことが期待できる。

8 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、特定事業に関連する事業として、高度情報処理産業と人材の育成を図る取組みを行い、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を目指し、新たな産業づくり

を促進している。

○高度情報処理産業の立地促進と育成

先端技術工場、高度情報処理事業所の立地に対する助成を行うとともに「香川インテリジェントパーク」内にある（財）かがわ産業支援財団では、創業、新事業開拓、中小企業者の経営革新などを積極的に支援するため、気軽に相談できる相談窓口を設け、中小企業支援の経験豊富な専門家による経営・技術に関する相談や情報提供を行っている。さらに、創業を目指す個人や創業後間もないベンチャー企業による新規性や独創性のある先駆的な事業や、コミュニティ・ビジネスなど地域に密着した事業を開始する場合には、創業時に必要となる経費の一部助成やシステム開発研修支援など様々な事業を展開している。

○高度情報通信社会に対応した人材の育成

情報化の進展やIT技術の高度化により、社会環境が大きく変化している現在、情報通信を担う人材の育成を図るため、（財）かがわ産業支援財団や高松商工会議所とも連携し、人材養成セミナーや講演会、システム開発研修など高度情報通信社会に対応した人材の育成を図る。

別紙

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132(1144)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ(香川県高松市番町2-4-14)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①基本情報技術者講座 別添資料1-1

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ

(2) 修了認定の基準

○各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者のうち修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

【各校が定める出席率】

①専門学校 穴吹コンピュータカレッジ 当該講座の8割以上

○専門学校穴吹コンピュータカレッジにおいて、平成17年4月11日から平成17年7月31日または、平成16年4月12日から平成16年7月31日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論基礎講座」、「アルゴリズム基礎講座」、「システム開発基礎講座」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料1-2講座を履修することにより、当該講座を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。(平成17年4月以前入学生) 別添資料1-2参照

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

○修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

○修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

○修了認定に係る試験の問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用し、また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

○修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は、基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになり、受験者の負担軽減、受験機会の増加を促進し、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また、講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本市に集まることにもつながり、IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するものと考えられる。

現時点では、当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は、本申請の事業主体1団体であるが、今後、希望する団体がある場合には、特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。